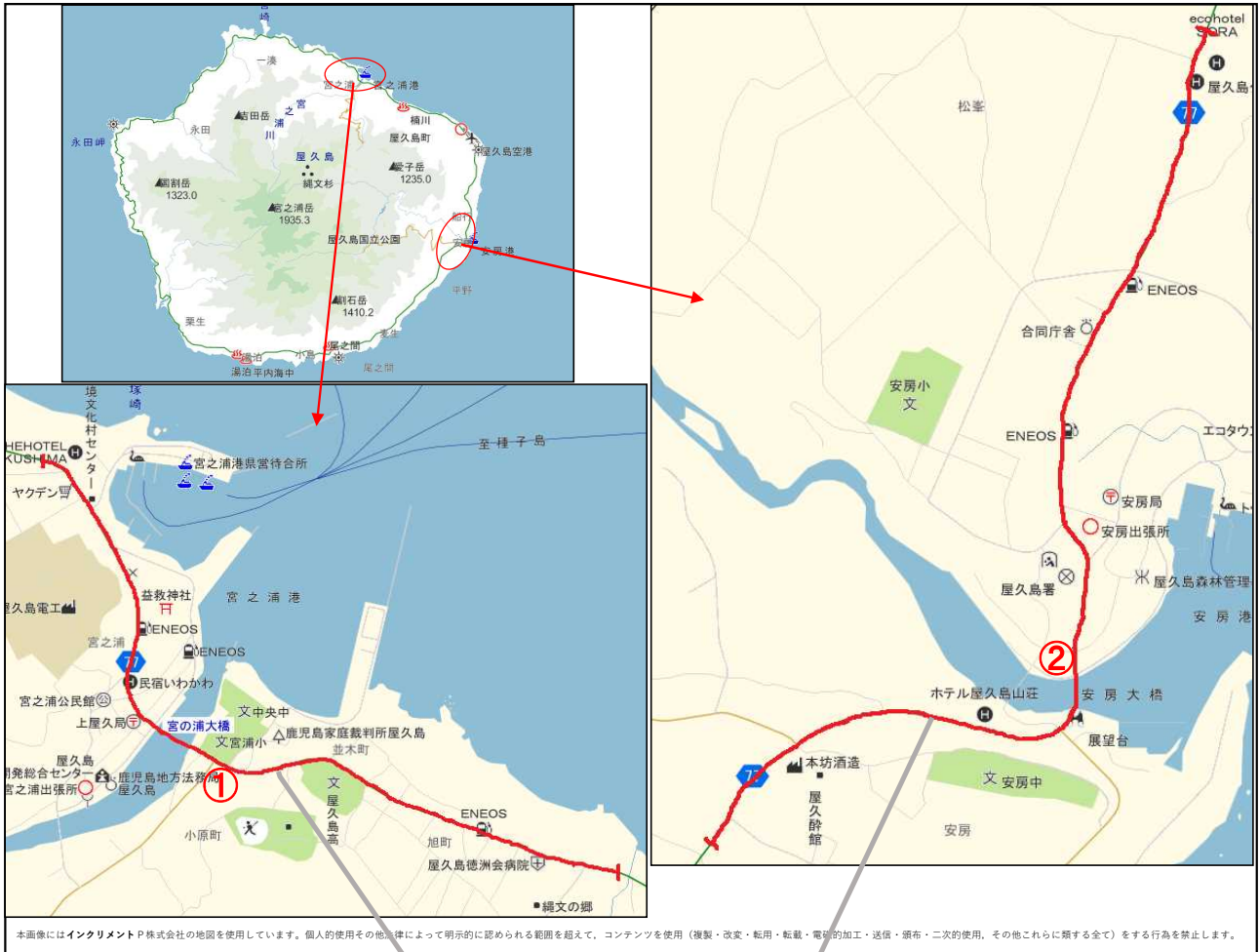


# 自転車指導啓発重点路線(屋久島警察署)

令和8年4月



① 県道77線  
宮之浦2467-12先～宮之浦1200-1先

② 県道77線  
安房2396-39先～安房788-11先

## 選定理由

小・中学校、高校の通学路で、また、港があり車両・歩行者ともに交通量が多いため

## ★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

### 1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りを徐行（すぐに止まれる速度）で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。



### 2 信号を守る！

### 3 夜間は自分の身を守るためにもライトをつけましょう！

自転車のライトはつきますか？ 反射器材は汚れていませんか？

#### 歩道通行できる場合

- ① 道路標識・道路標示がある
- ② 13歳未満・70歳以上・一定の身体障害のある方
- ③ 交通量が多い・車道の幅員が狭い等

### 【自転車安全利用五則】

- ①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車とヘルメットはワンセット！



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

